

神奈川の水と大気

どうなる？ どうする？

生活環境税制のあり方に関する報告書

平成14年6月

神奈川県地方税制等研究会
(生活環境税制専門部会)

生活環境税制のあり方に関する報告について

「神奈川県地方税制等研究会」では、平成12年5月25日に答申した「地方税財政のあり方に関する中間報告書」において、自分たちの住む生活空間にどのような快適さを求めるのかという県民意志を基盤とする「生活環境税制」について提言を行った。

そこで、生活環境税制の中でも広域的な課題である「水」や「大気」の問題について検討するため、昨年の6月、研究会の下部機関として「生活環境税制専門部会」を設置し、12回に及ぶ審議や6回の現地調査を行い、このたび、別添のとおり、専門部会での検討結果が取りまとめられた。

この専門部会は、神奈川県の水と大気に関する施策の現状と課題、また負担のあり方について、学識者や各種の団体、県民が委員として参加して検討を重ね、これについて県民各層や市町村から意見を募集してきた。また、報道機関の自由な報道の保障や詳細な議事録の一般公開を行うなど、これまでの審議会等と比べて、幅広い県民の参加を重視した画期的な取組を行ってきた。当研究会としては、そうした経緯のある検討結果を大変に重みのあるものと受け止めるべきであると考えている。

神奈川の水問題は、ダム湖の集水域に多くの住民が住むという地域的な特性もあって、森林の荒廃から生活排水による水質汚濁まで幅広い課題がある。このため、様々な立場から水を巡る諸課題について論議が行われ、今後取り組むべき施策の方向性が整理された。

最近の環境問題はその要因や原因者の特定が難しいことに加え、租税制度は受益と負担の関係を明確化して成立するものではないことから、税制措置については、水に関する環境をどのように良くしたいかという幅広い県民の意志を基盤として、負担のあり方を検討することが適当である。

したがって、新たな税制措置等を具体化するには、その目的を県民に明らかにし、その上に立って税収の使途や仕組み等について、検討を深めることが必要である。このため、今後、より専門的な立場からの意見を入れて検討を行うことが望まれる。

次に、大気の問題は、自動車交通公害対策や地球温暖化対策について、今後取り組むべき施策の方向性が整理された。税制措置については様々な意見があり、国において炭素税等環境税の論議が行われているにしても、神奈川特有の課題もあることから、地域性のある税制を検討することが望まれる。

また、県は、県民各層に水や大気の現状や課題について説明し、県民の間で、論議が一層湧き上がるよう様々な努力をすべきである。

このような考え方を付して、生活環境税制のあり方に関する検討結果を報告する。

平成14年6月

神奈川県地方税制等研究会

座長 神 野 直 彦

はじめに

環境の世紀とも言われる21世紀を迎え、豊かな自然環境に恵まれた神奈川も、今日では、森林の荒廃による水量確保の不安定さや生活排水による水質汚濁など多様な課題を抱えている。さらには、自動車排出ガスによる大気汚染や地球温暖化など、私たち自身の営みによってもたらされる深刻な問題が、神奈川の自然環境・生活環境を脅かしている。

このようなことを背景として、神奈川県地方税制等研究会の下に、平成13年6月6日に設けられた生活環境税制専門部会は、岡崎知事から「地方税制等研究会から提言された生活環境税制のうち、環境保全税と水源環境税について、今後1年間検討してほしい。具体的には、水源環境税については、水の安定的な確保と水質の保全のために必要な対策を、環境保全税については、大気汚染対策、自動車公害対策及び地球温暖化対策を中心に議論をし、これらの環境諸施策を推進するためには、はたして税制措置などの経済的誘導策がふさわしいのかどうかなど、幅広く研究してほしい」との諮問を受けたところである。

そこで、生活環境税制専門部会では、私たちの身の回りの水や大気の現状や課題を把握し、将来にわたって、水や大気の環境を快適なものにするにはどうしたらよいか、その施策や費用負担のあり方について活発な論議を行い、今日まで12回にわたって会議を重ねるとともに、水源地や大気汚染区域などの現地調査を6回行ってきた。

今般、これらの研究・検討の成果として、水と大気に関する現状と課題を整理し、今後の施策のあり方や施策を推進するための税制措置等について、基本的な考え方を取りまとめたので、ここに報告するものである。

今後は、この報告を踏まえ、県民各層との議論をさらに深めながら、環境諸施策や諸施策を推進するための税制措置等について、より専門的な立場から検討が行われることを期待する。

平成14年6月

神奈川県地方税制等研究会生活環境税制専門部会

部会長 金 澤 史 男

目 次

生活環境税制のあり方に関する報告について 神奈川県地方税制等研究会 座長 神野直彦

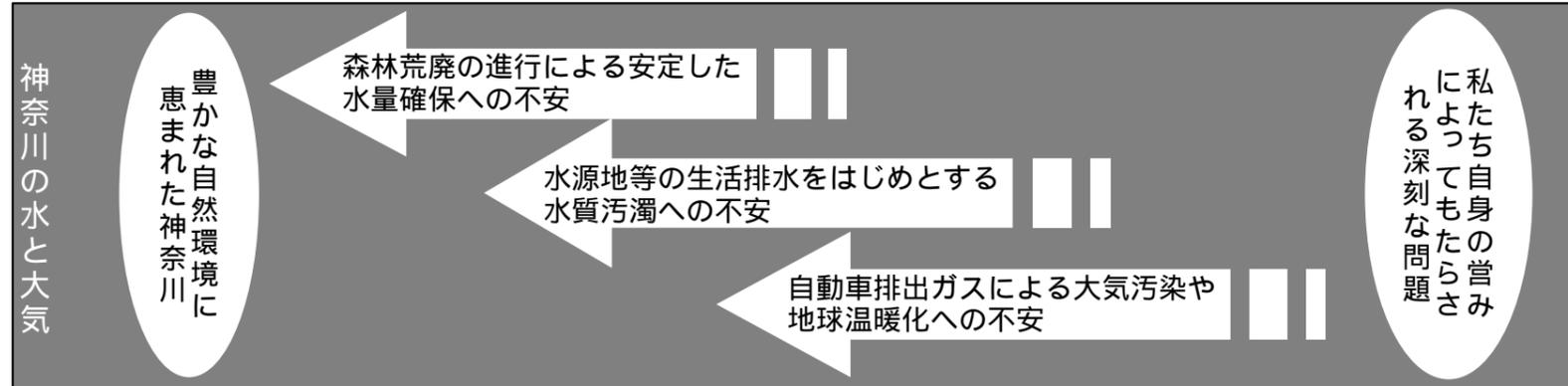
はじめに 神奈川県地方税制等研究会生活環境税制専門部会 部会長 金澤史男

生活環境税制のあり方に関する報告書の概要

	ページ
生活環境税制の基本的考え方について	1
1 県民の意志を基盤とした施策と税制	1
2 今後検討すべき施策の考え方	1
3 税制措置等の考え方	1
水に関するテーマ	4
1 現状及び課題	4
(1) 現状認識	4
(2) これまでの取組と評価	5
(3) 水の安定的確保に関する課題	6
ア 水量の確保	6
イ 森林の保全に関する課題	6
ウ ダム湖や河川環境の保全に関する課題	8
エ 地下水の保全に関する課題	8
(4) 水質の保全に関する課題	8
ア 水道水源としての水質保全	8
イ 水源地域における生活排水対策	9
ウ 水源水質に関するその他の課題	9
(5) 水源環境保全に関する県民意識	9
(6) 上下流連携	10
2 今後の施策のあり方	12
(1) 水の安定的確保と供給の取組	12
ア 森林の保全・整備	12
イ ダム湖や河川環境の保全	13
ウ 地下水の保全	13
(2) 水質保全の取組	14
ア 水源地域における生活排水対策	14
イ 地下水の水質保全対策	15
ウ その他の水質保全対策	15
(3) 水の効率的利活用に関する取組	15
ア 雨水・雑排水の再利用の促進	15
イ 節水の推進	15
3 施策を促進するための税制措置等	17
(1) 施策と財源との関係	17
(2) 財源の基本的な考え方	17
(3) 考えられる税制措置等	17

大気に関するテーマ	2 0
1 現状及び課題	2 0
(1) 現状認識	2 0
(2) 大気汚染対策の課題	2 1
(3) 自動車交通公害対策の課題	2 2
(4) 地球温暖化対策の課題	2 2
2 今後の施策のあり方	2 3
(1) 大気汚染対策	2 3
(2) 自動車交通公害対策	2 3
ア 発生源対策中心から幅広い施策展開へ	2 3
イ ディーゼル車対策	2 3
ウ 低公害車の普及促進	2 4
エ 局地汚染対策の必要性	2 4
オ 新技術への支援等	2 4
カ 特に強化すべき対策	2 4
(3) 地球温暖化対策	2 6
ア 自主的活動の促進	2 6
イ 教育普及の必要性	2 6
ウ 都市づくりや都市の緑への反映	2 8
エ 明確な目標提示と全県的な取組	2 8
オ 県が独自に取り組むべき対策	2 8
3 施策を促進するための税制措置等	3 0
(1) 国・地方を通じた税制措置のあり方	3 0
(2) 地球温暖化対策としての税制のあり方	3 0
(3) 神奈川県独自のインセンティブ税制	3 1
今後の課題	3 2
1 県民参加の必要性	3 2
2 今後の施策の方向	3 2
神奈川県地方税制等研究会委員名簿	3 4
神奈川県地方税制等研究会生活環境税制専門部会委員名簿	3 4
部会開催経過	3 5
(資料編)	別冊

生活環境税制のあり方に関する検討結果報告書の概要



生活環境税制とは何か？

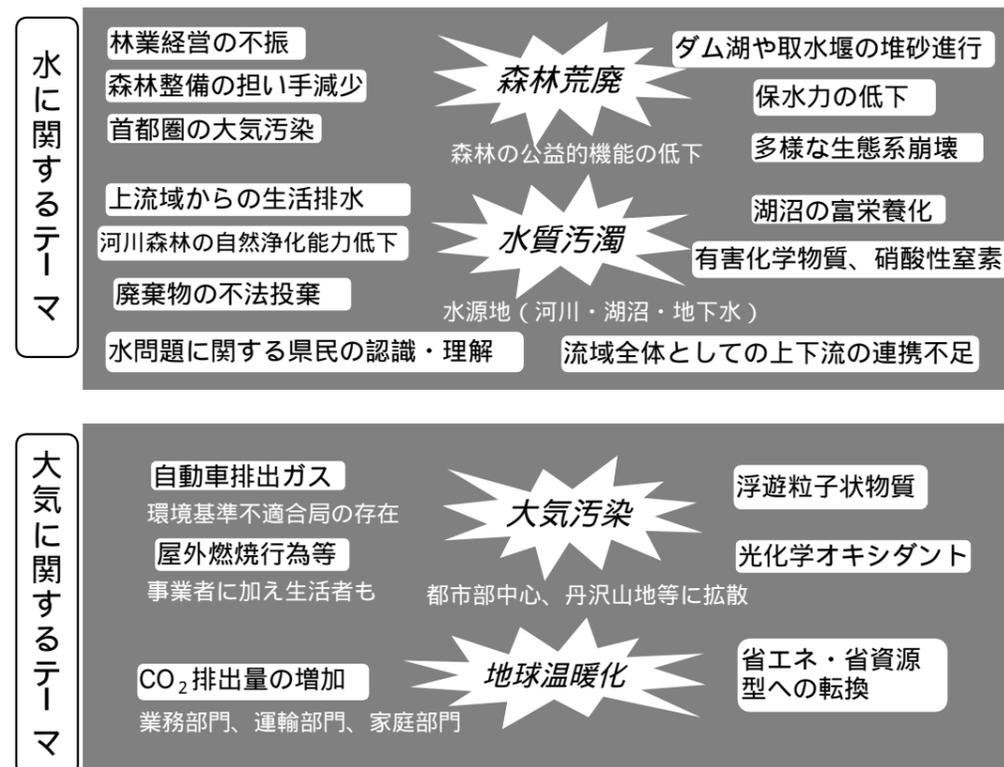
生活環境税制

地方税制等研究会中間報告（平成12年5月）より

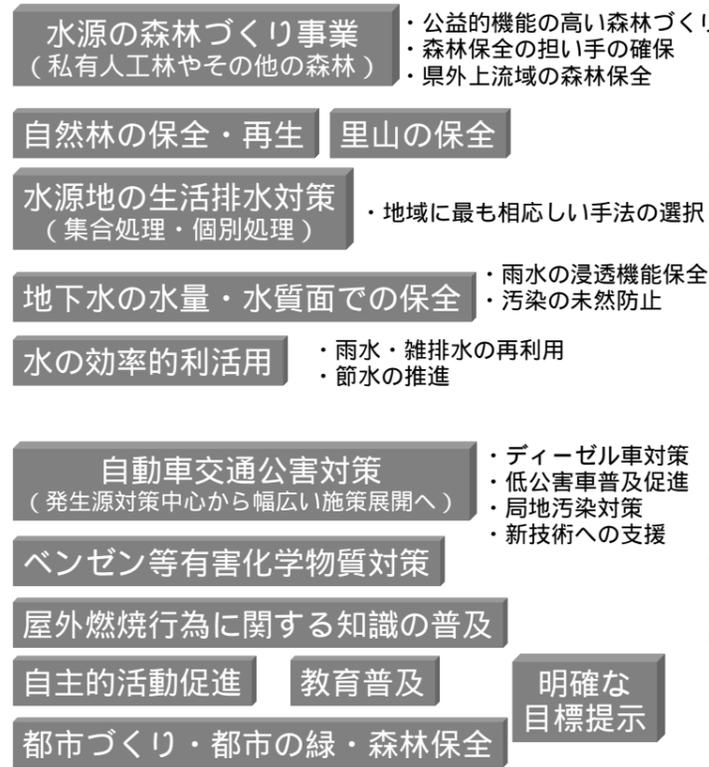
自然環境や、良好な生活環境を確保し、アメニティーの高い生活空間づくりをするため、自然環境や生活環境に対して考えられる負荷全般を規制・抑制するとともに、その税収を幅広い生活環境対策の費用に充てる

生活環境税制は、分権社会において、県民が自分たちの住む生活空間をどのような快適さを求めるのかという意志を基盤として構築するものである

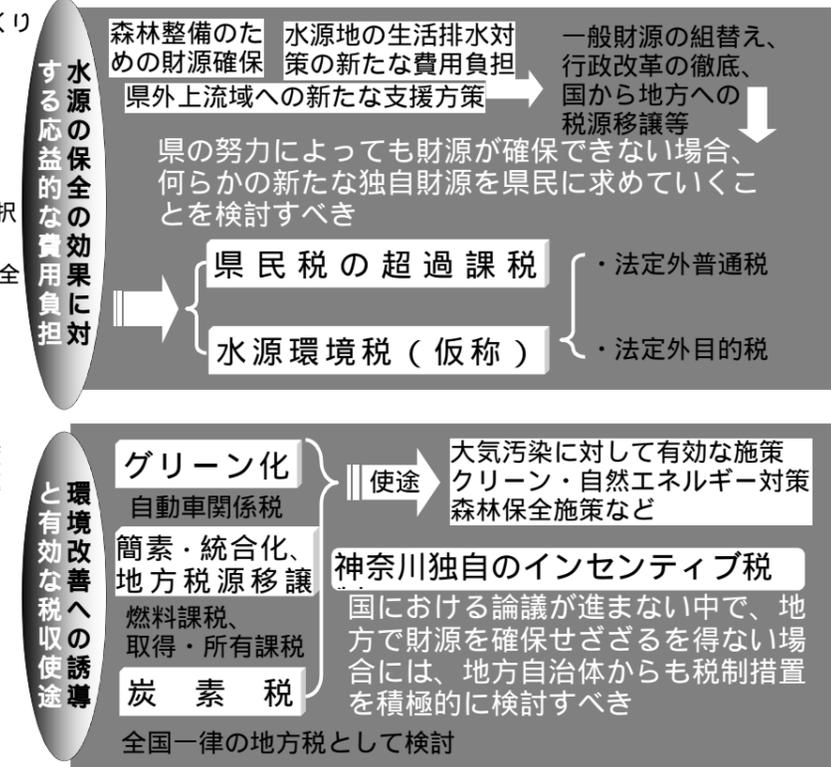
現状・課題



今後の施策のあり方



施策を促進するための税制措置等



今後の課題

県民参加の必要性

県民負担を伴う施策・税制であるがゆえに、県民参加による議論の機会を設けていくべき
現状、問題点、必要な施策について県民に分かりやすく具体案を提示していくべき
県民自身も「県民が何をすべきか」「何ができるのか」という視点に発展させた論議を

今後の施策の方向

水源環境の保全に関する様々な取組について、長期的かつ体系的な計画として県民に提示する必要
自動車、工場等の発生源対策だけでなく、社会経済システムや生活スタイルの転換など幅広い施策を検討し、県民に提示する必要

生活環境税制の基本的考え方について

1 県民の意志を基盤とした施策と税制

神奈川県地方税制等研究会 が取りまとめた「地方税財政制度のあり方に関する中間報告書」によると、生活環境税制は、分権社会において、県民が自分たちの住む生活空間にどのような快適さを求めるのかという意志を基盤として構築するものとされている。

神奈川の自然環境や生活環境を良くするために、様々な施策を考え、将来に向けた環境への投資として費用負担のあり方を論議するのが、今回の検討の目的である。

2 今後検討すべき施策の考え方

神奈川においては、戦後経済の発展に伴い、人口の集中や産業の集積が進んだことから、水需要の急拡大に加えて、都市部の生活環境にも様々な課題が生じている。

水の問題については、宮ヶ瀬ダムが完成し、当面、水不足への心配はなくなったとはいえ、森林の荒廃やダム湖の堆砂の進行、水源地における生活排水対策の遅れなど多くの課題が生じており、将来にわたって、県民が安心して水を利用できるようにするための早急な取組が必要となっている。

大気の問題については、事業所系が原因となる汚染は改善の方向にあるものの、自動車の走行が原因となる大気汚染は都市部においてかなり深刻であり、地球温暖化問題と合わせて早急な取組が必要となっている。

このような課題に対して、水と大気に関わる環境を将来にわたって快適なものにしていくため、県民各層や行政、企業、NPO等が連携しながら、環境教育・環境産業の振興など、あらゆる取組を可能な限り実施していくべきである。

3 税制措置等の考え方

県は、環境保全施策推進のための財源確保のためには、まず自らの行政改革に取り組むとともに、国から地方への税源移譲を国に強く働き掛けていくべきである。しかしながら、そうした努力だけでは環境を保全するための財源を十分確保することが難しく、施策の実施が困難という現実があるということを、県民に分かりやすく説明する必要がある。

環境保全のために、これまで行政が行ってきた事業や、規制、指導等に加えて、県独自で有効な施策を実施できるよう国へ必要な制度改善を働き掛けるほか、税制措置等による誘導等を検討する必要がある。

環境保全対策としての税制措置等の内容としては、それぞれの地域における生活環境や自然環境に対する負荷を税制措置によって抑制するという手法が考えられる。また、それぞれの地域の状況に応じた環境施策を講ずるために必要となる財源を確保するための税という考え方もあり、更に、その二つの組合せもある。

その一方で、環境に対してプラスになるものに対しては、税を軽減するという誘導的な税制も幅広く検討する必要がある。

環境施策の財源として、新たに税制措置等を講じる場合、汚染者負担と受益者負担の二つに区分して整理することができる。

特定の者の行為が環境の汚染や破壊の原因となっている場合には、復元に要する費用の全部、あるいはその一部を、その汚染の原因者に負担させることが社会的にも妥当である（汚

染者負担の原則)。

行政が行う環境保全のための事業によって、特定の者や広範囲の者に応益がある場合には、その者に対して、環境保全事業に要した費用を負担してもらうということも考えられる(受益者負担の原則)。

環境保全施策を促進するための税制措置等については、施策実施のために必要となる事業規模を示して、税が具体的に何に使われ、どのような効果があるのか、また、現在の税のあり方との関係をどのように捉えていくのかなど、県民の間で幅広く、かつ、十分な議論が必要である。

神奈川県地方税制等研究会：県独自の税源充実策及び大都市圏自治体にふさわしい地方税財政制度のあり方について検討する神奈川県知事の諮問機関。

身近な県や市町村の方が国より税や施策が見えやすい

やはり今、国の税金という形で見ると、国に対してこういう言い方は失礼なんですけれども、非常にいろいろな思惑が絡んで、国の税金をどう使うかというところには、申し訳ないけれども、ほとんど望みを持っていないというのが現状です。それで、むしろ県という単位で見たときに、県の中で自分たちが今どんな状況にいるのかという情報を提供して、それで県の中からこういうものを変えていきましょうという方がよっぽど見えるという気もしますし、国の施策より県の施策の方がやはり見えやすい。そういう意味では市町村の方がもっと見えやすいんでしょうけれども、市町村がそこまでいけないのであれば、県というレベルで見やすい施策を出しながら、税金もこれに必要なんだからという方が私は理解ができます。税金を支払うという痛みもありますが、何に使われているかわからない国の税金よりも、使われ方が見えて、そして具体的に神奈川の中で環境が改善される使い道の方が納得がいくと思います。(第4回委員発言)

図表1 環境保全対策の主な手法について

区 分		説 明	
経費を用いて行政が直接行う手法	事業手法	行政が直接事業を行う。	
	買い上げ・管理契約	一定の土地等を買って上げて管理したり、協定を結び、管理費を支払う。	
	計画・管理的手法	各種の手段を目標に合わせて統合的に活用する。	
社会的な規制等による手法	規制的手法	法律等で直接、命令・禁止する。	
	啓発手法 (情報的手法)	環境負荷等に関する情報を開示し、環境配慮の自発的な行動を促す。	
自主的取組		事業者等が、経営計画の中で一定の努力目標を設け、自主的に環境保全のための取組を行う。	
経済的手法	負担措置	税・課徴金	特定の資源の利用や環境に負荷を与えるような行為に対して、経済的負担を課す。
		デポジット制	製品価格に預り金を上乗せし、使用後製品の返却時に預り金を返却する。
	助成措置	税(軽課)	環境保全に適合する行為に税率の軽減など優遇措置を講ずる。
		補助金・融資等	環境保全に適合する行為を補助金、融資・利子補給等で支援する。
		排出権取引	排出許可量(権利)を個々の主体に割り当て、市場取引を可能とする。
生活環境税制		<p>自然環境や、良好な生活環境を確保し、アメニティーの高い生活空間づくりをするため、自然環境や生活環境に対して考えられる負荷全般を規制・抑制するとともに、その税収を都市的な防災対策を含む幅広い生活環境対策の費用に充てる。</p> <p>(『地方税財政制度のあり方に関する中間報告書』、神奈川県地方税制等研究会、平成12年5月より)</p>	

水に関するテーマ

1 現状及び課題

(1) 現状認識

水は、大気とともに、日ごろその恩恵、あるいはその恩恵の維持について意識されることが少なく、それゆえに生活の基盤になっている。

神奈川県では、ダム建設により、相模湖をはじめ、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖の4つのダム湖が相次いでできあがってきた。こうしたこれまでの水資源開発の取組は、戦後の人口増加や京浜工業地帯を中心とする我が国の経済発展を支えてきた。

一方、森林や河川、地下水の環境など、水の恵みをもたらす自然環境の保全については、光が当てられてこなかった。

水質については、ダム集水域に20数万人の人々が生活しており、生活排水の流入による水質の汚濁が進んでいる。

地下水は、人の目に触れないものであるためその役割を忘れがちであるが、県西部を中心として県民の生活と産業を支える貴重な水源である。その良好で安定した水の確保のためには、雨水を浸透させる森林、水田等の存在が欠かせないものとなっている。

水は循環するものであり、地域を越え、世代を越えた県民共有の財産である。将来の世代に、こうした水の恵みを良い状態で引き継ぐためには、水循環において重要な役割を持つ森林や河川、地下水などの自然環境を守っていく必要がある。

神奈川における水政策は、ダム湖などの施設整備から、水という恵みをもたらす自然環境そのものとともに、水源地域の水質保全に重点を移すべき時期にある。

水源環境の保全を考えるに当たっては、ダムの集水域に加えて、下流の取水口までと、さらに地下水源などを広い意味で水源として捉え、検討していくことが必要である。

日本の環境ランキングから見えるもの

水については県民には危機感がない。水に恵まれているから、日常的な痛痒感を感じていない。例えば、外国の人が日本にホームステイすると、水を大量に無駄遣いすることに驚いて帰っていく。世界経済フォーラムで発表された環境ランキングでは日本は62位。水質では7位、大気では41位。こうしたことから日本の水は恵まれている。それでも昔はよかったというのが日本人の認識。トータルで62位になっているのは、人間が原因となる環境悪化の要因について減少させる努力をどのくらいしているかということについて133位となっているため。つまり、まだまだ水は恵まれている。我々が大変だといっても日常的に危機感があるとは思えない。今の現状の認識について県民に理解していただき、提供の努力をしていく必要がある。(第11回委員発言より)

『ニューヨークで開催した世界経済フォーラム年次総会で、2月4日、世界の142カ国を対象に環境の保全力を指数で示した2002年の環境ランキングを発表。トップはフィンランド、2位はノルウェー。先進7カ国の中ではカナダが4位に入った。日本は62位、米国は51位で、最下位は、アラブ首長国連邦だった。...個別項目では、日本の水質が7位、大気は41位と比較的上位に食い込んだ。しかし日本は、環境保全に対する地球規模での貢献面で118位と大きく後退している。また、人間が原因となる環境悪化の要因を減少させる努力でも133位だった。』(神奈川新聞2月16日の記事より)

(2) これまでの取組と評価

県における水源環境の保全に係る事業費（利水者の取組を除く。）は、平成8年度からの6年間で総額2,140億円、年度平均で357億円であり、県の一般会計予算との比較では4～5%程度に相当する。

個々の事業は必ずしも環境保全の目的で実施されたものではなく、林業振興や都市基盤整備など、各事業の本来目的のために実施したものが多し。また、市町村単独の取組も十分には把握されていない。

利水者である水道事業者の一部は、水道料金をもとにダム建設、維持管理、しゅんせつや水質浄化対策、水源林の維持管理、流域下水道の整備などに係る費用の一部を受益に応じて負担してきた。

利水者の取組は、利水者独自の経営的視点から個別に判断されているため、事業実施地域の偏りや、事業者による取組量に差があり、負担方法も一様でないなど、均衡を欠く面があるほか、経営状況により継続的・安定的な事業実施が確保できるかという課題もある。

これまで水源環境の保全について、県や利水者は様々な事業を実施してきたが、水源環境保全を総合的に保全するため、事業を体系的に推進しようとする視点が十分ではない。

ダム集水域：雨水がダムに流入する範囲、地域。

利水者：水利権（生活、工業、農業、発電などのために河川から水を取水する権利）を持っている者。

水はだれのものか

上流、下流という分け方の中で一番誤解を生じているのが、私は都市の住民の皆さんは上流にある水は自分たちの水利権に基づいた財産であるというところの認識がないのではないかと。自分たちの財産なんだ。津久井の人、あるいは山北町の人自由に使えなものじゃない。我々がダム湖の水を使いたいと言っても水利権者はだめだと言うわけですね。国の許可をとらなければ水利権を余分に渡せない。そこところが私は極めて説明不足じゃないかと思ます。山林というものは確かに個人に所有権がありますけれども、それは水利権ほど強硬なものじゃない。そこに、つまり私は、もっともっと上流、下流というものに対して、水は誰のものか、水利権者の財産であって県民共通の財産ということは相当幻想を抱かせるのではないかと。

ですから、今後この水源環境税をお考えいただく場合でも、津久井郡4町が何かをすれば湖の水質保全が何かよくなるとか、話し合いをすれば何か解決できるなんていうことは幻想だということを結論的ですけども申し上げておきます。特に、県民共通の財産ではなくて、圧倒的に相模川水系の場合には横浜、川崎が水利権を持っているわけだし最大の水需要者でもあります。ここに住む人たちにどうして自分の財産なのかということをよく承知していただき、本音でもって水質保全についても水資源の所有者の役割を含めて議論をやらない限り、特にダム湖の水質保全はとてできるものではない。（第7回委員発言）

(3) 水の安定的確保に関する課題

ア 水量の確保

長年にわたって水を安定的に確保する上での課題は、水源かん養などの機能を持つ森林の荒廃、ダム湖の堆砂の進行、地下水の汚染や枯渇などがある。

水の確保面とは別に、水の需要量を抑制する視点から、節水や雨水・雑用水の再利用などをいかに推進していくかも課題である。

イ 森林の保全に関する課題

(ア) 森林の荒廃

これまで森林は、木材生産を中心とする林業経営の中で整備及び維持管理されてきた。県民は、これらの森林から無償で提供される豊かな水や清浄な空気などの様々な恵みを受けてきた。

現在、木材価格の低迷などにより、私有の人工林を中心として、適切な手入れがなく放置される森林が増えている。そのため、森林の荒廃が進み、水源かん養をはじめとする様々な公益的機能が損なわれている。

かつては薪まきの生産などを通じて保全されてきた里山 についても、荒廃が進んでいる。さらには開発圧力の高まりにより、森林そのものの消失が懸念されている。

丹沢山地の自然林においては、著しく土壌の乾燥化が進み、ブナ林などの立ち枯れや林床植生の退行などから、保水力の低下が心配される。

里山：人の住む地域の中で生活に必要な薪や炭、落ち葉を堆肥に利用する目的で継続的に利用管理されてきた森林。いわゆる雑木林。

林床植生（りんしょうしょくせい）：森林を高さによりいくつかの階層に区切った場合、最も地表に近い階層（林床）に生育する各種の植物のこと。

自然環境の荒廃 - シジウカラを例に -

シジウカラというちっちゃな鳥がいますね。この鳥は1年間に13万匹の昆虫を食う訳です。ところがですね、今の丹沢はですね、私どもが20代の頃は100ミリの雨が降っても濁らなかったんですね。水量が増えたけど濁らなかった。ところが今はですね、50ミリの雨でも濁流になる訳です。濁流になると、いわゆる土石を流して水がものすごい勢いで流れる訳ですね。水量が倍になりますと水の力は100倍になりますから、ものすごい勢いになります。そうしますと水の中に、秋の間に落ち葉として溜まっていたものが全部流される訳ですね。そうしますと本来ならそこから春先に出てくる昆虫が一切出なくなる。そうしますと13万匹食べなければ生きていけない鳥の数というのは激減する訳です。ですから私はやはり水を議論する時にはやはり自然環境というものを前面に出していかないと、ただ水だけを議論をして、水が足りない、水がまずいというだけでは、私は正確な自然環境の荒廃というものは理解されないんじゃないかなあという気がしています。（第10回委員発言）

(イ) 県民共有の財産である森林の新たな管理方策

森林は、水源かん養機能のみならず、酸素供給や土壌保全、生態系の保護、保健休養など様々な機能がある。県では、このような森林の持つ公益的機能に着目し、県民共有の財産として保全する方向を打ち出している。

こうした保全方向にマッチした今後の森林の管理方策として、買取り等による公的管理など、市場経済に組み込まれない経営管理の仕組みづくりを基本に置きつつ、間伐材などをできるだけ消費地まで届けられるような神奈川ブランドの木材認証制度など、山づくりを市場経済の循環の仕組みに乗せながら森林を保全していく工夫を合わせて考えていく必要がある。

(ウ) 森林保全の担い手

森林の整備は、その担い手が十分に確保されることが前提となる。

森林整備の仕事量の減少や労働者の高齢化、労働条件の厳しさなどにより、森林整備の担い手が減少している。

森林ボランティアの役割は積極的に評価することができる。しかし、作業技術や作業の安全性等の観点からして、本来の担い手である労働力をいかに確保するかを考えなくてはならない。

図表2 水源の森林づくりエリア内の森林荒廃現況

		面積 (ha)	調査森林に 対する割合
調査森林		3,976.10	100%
人工林	Aランク	350.91	8.8%
	Bランク	1,617.48	40.7%
	Cランク	1,859.36	46.8%
	Dランク	148.35	3.7%

Aランク：手入れが適正にされている。

Bランク：手入れの形跡はあるが、ここ数年整備していない。

Cランク：長期間手入れの形跡がなく、荒廃化が進んでいる。

Dランク：荒廃化が進み、人工林として成林することが困難。

〔備考〕水源の森林づくりエリア(60,800ha)内の一部地域(8,396ha)のうち、人工林(3,976ha)について、平成8年度に県及び(社)かながわ森林づくり公社が実施した現況調査結果による。



表土が流出し、根が露出して倒伏寸前の森林
(社)かながわ森林づくり公社提供

山を良くする循環型の仕組みづくり

現在丹沢から切り出せる木というのは60万本ぐらいある。ところが、実質上切り出しているのは15万本ぐらいだと。じゃ、一体あとどうしちゃっているんだといったら、みんな腐らせたり、そのまま放置されたりしてるわけです。これを全部切り出して、きれいにやっていけば、30年から50年ぐらいの形で、この循環型の山づくりになっていくわけです。そこが放置されている。そのことが、端的に言いますと、神奈川県で切り出されたいい材木が、神奈川県のブランド名じゃないんです。秋田の名前に使われたり、和歌山の名前に買われたりして、京都の人が買われたりして、実は神奈川県で切り出された木が、和歌山のブランド名で売られたりしていくわけです。私はそういうことは少し仕組みを変えて、やはり神奈川が切り出した木は神奈川がブランド名として、何とかならないものだろうか。実際に山として、和歌山だとか京都だとか秋田だとか、循環型になっているわけでしょう。そういう仕組みをやはり神奈川として志向するためには、何の仕組みが必要なのかというようなことも、実は考えていいんじゃないかなと。その上に立って、税金を入れたいとか、水源税を取りたいとかという議論になれば、私は県民の皆さん方は参加してくれるんじゃないかなという気がちょっとしているんです。(第5回委員発言)

ウ ダム湖や河川環境の保全に関する課題

河川環境に及ぼす影響等を長期的に考えると、上流域の森林の保全などにより、河川への土砂流入を抑制することが重要である。

上流域の森林荒廃等をもたらすダムや取水堰への土砂流入量の増大は、貯砂ダムの建設やしゅんせつ等の経費の増加をもたらしている。

エ 地下水の保全に関する課題

各地で水質改善や水源かん養を保全する取組が行われているが、硝酸性窒素などにおける環境基準の超過や、地下水をかん養する地域における森林の荒廃など、現状のままでは課題も多い。

地下水の保全については、地下水の特性に配慮した施策や費用負担のあり方を今後どのようにとらえていくかが課題となる。

(4) 水質の保全に関する課題

ア 水道水源としての水質保全

水道水源としてのダム湖の水は、建設者である利水者全体の公共的財産であるという認識はまだ低い状態である。

水源である相模湖や津久井湖では、窒素・リンの濃度が高く、富栄養化状態にあり、原因と考えられる上流域の生活排水対策などが課題となっている。

平成12年度末現在、水源地域である津久井4町の生活排水処理率は37.9%、山北町は58.5%と、県全体の93.8%よりもかなり低い処理率となっている。

環境ホルモン等に代表される化学物質や、クリプトスポリジウムに代表される病原性微生物が及ぼす水質への影響の心配もあり、今後の課題である。

生活排水処理率：し尿と生活雑排水の両方が下水道や合併処理浄化槽などによって処理されている人口の割合。

クリプトスポリジウム：人や動物の下痢の原因となる病原性原虫。塩素消毒では容易に死滅しない。

イ 水源地域における生活排水対策

(ア) 下水道と合併処理浄化槽

生活排水処理については、ナショナル・ミニマムとしての性格と排出者負担の原則の両面に基づいて現行制度が成り立っている。

しかし、生活排水処理施設の整備及び維持管理に係る経費が大きいことから、県民の主要な水源となっているダム湖の水質保全対策の中で重要度が高い生活排水処理を、現行制度の枠組みと水源地域の取組に委ねることでは問題は解決しない。

人家が点在し、起伏も大きい中山間地域の生活排水対策は、都市に比べて下水道の整備・維持管理コストが高くなることから、下水道のほか合併処理浄化槽なども含め、地域に合った整備の推進を図る必要がある。

水源地域で合併処理浄化槽の整備を計画的に推進する上では、個人に委ねられている設置と管理のあり方の見直しや、排水先の確保についての検討が必要であり、ダム湖の富栄養化対策を進める上では、窒素・りん除去型浄化槽の導入を検討する必要がある。

(イ) 県外上流域からの汚濁負荷

相模川水系のダム湖上流の桂川流域（山梨県側）からは、一部未処理の生活排水が流入し、相模湖や津久井湖の水質に大きな負荷を与えている。

桂川流域の関係市町の財政状況から見て、山梨県の流域下水道につながる関連公共下水道の整備の進展は極めて厳しい。また、流域下水道終末処理場が完成しても、窒素、りんを多く含んだ処理水が相模湖上流の桂川に放流され、相模湖に流入するという問題もある。

ウ 水源水質に関するその他の課題

農薬や肥料がダム湖の富栄養化などに影響を及ぼすことや、廃棄物の不法投棄が河川の流域全域の水質に影響を及ぼすことが懸念される。

(5) 水源環境保全に関する県民意識

水源環境保全の取組は、水道事業者や水源地域の町村、住民だけではなく、水を利用している県民全体の課題である。

自分達が飲んでいる水がどこから来ているのか、現地はどのような状態なのか、ということについて、正しく認識している都市住民が少ないのが現状である。例えば、水源地域における生活排水対策は、水道水源として利用している都市住民が利益を受けるが、都市部での理解はほとんどない。

今後、水源環境保全を県民全体の課題として推進していくためには、県域・流域全体の

水循環の流れ、ダムや取水口から家庭の上水道口までの水量データ、水質データ等、水に関する基礎的データをきちんとわかりやすく伝達し、現状を理解してもらう必要がある。

将来を見据えて、水源環境の保全の取組を進めるためには、子どもの頃からの体験学習など、環境教育に力を注ぐことが必要である。

あなたの家も水源地

どんな流域のどこに住んでいても、自分の家から出ていった先について考えると、自分の家その人たちの水源地になるのだということ。

荒川流域ネットワークで「あなたの家も水源地」というキャンペーンを行っている。埼玉県の中流、下流ぐらいに行くと水道水から1杯のお水を飲もうとすると、10のご腸内ぐらいを通過してきた水にあたる、ご腸内というのは内臓の腸という字です。つまり、流域で水をとって、ある市町村が水道用水にし、最後は川に流し、また下で取って川に戻して流し、ということ、広く考えていくと、お水とっている所というのは、きれいな所からとっているのですけれども、その上流にもまだ水を捨てている人がいて、それがまた浄化され、自然の力があるから飲める。(恵小百合氏:「神奈川の水源環境を考えるシンポジウム」より)

(6) 上下流連携

桂川流域においては、桂川の水のほとんどが自己の飲料水として利用されていないことから、桂川を水源として保全しなければならないという意識を持つことが難しいとの指摘もあり、上流と下流の関係をお互いに顔の見えるものにしていくことが重要である。

水の問題は、県域を越えた河川の上流・下流という関係はもとより、上下水道などを通じて水循環系の中で都市部とも大きなつながりをもつ、広い意味での「流域」という枠組みで考えなければならない課題が多い。

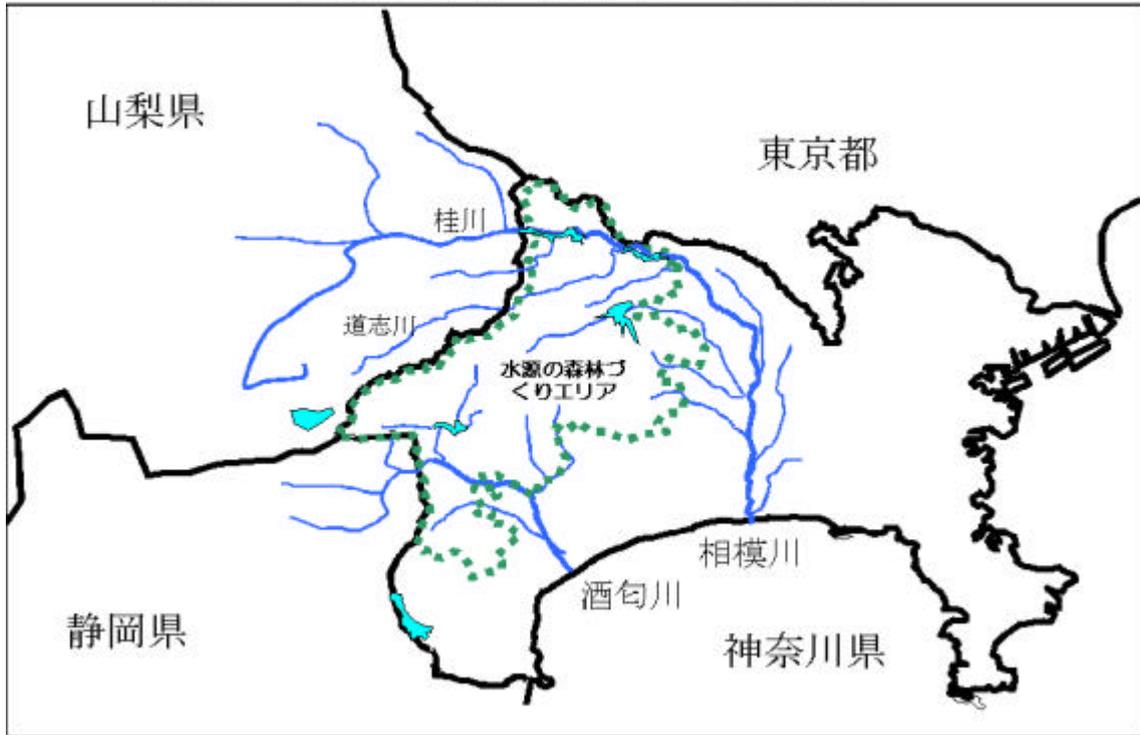
上流域の住民に水質改善について認識を高めてもらうためには、水道水を利用し、水に様々な負荷を与えている下流住民の生活スタイルを上流の住民に求めるものと同じレベルで見直すことが大切である。

あるべき川とは。水をどこから利用しているのか

酒匂川流域を見に行ったときに、河内川の貯砂ダムを現地調査して、そのときに川としてどうなんだろうというのをすごく感じました。ダムの堆砂や建設側の問題で、こういう形にせざるを得なかったということはあるんですが、川としては、これはもう川ではないという感じを私は強く受けました。やはり森林の衰退等によってダムが堆砂で埋まるということが起きているのであれば、森林の荒廃をくい止める対策の方が重要な課題ではないかとひしひしと感じました。川でなくなっているということは、やはり川って水が流れるんですよね。こういうふうに水を止めてしまって...涸れている状況で。ただ、そのときは砂を取り出しているところだとは思いましたが。貯砂ダムを川に作らなくちゃなくなってしまう背景というのを、もうちょっとしっかり考えて、やはり川は川として水が流れる場所として残していきたいというのが私の希望です。水が豊かに流れ、多様な生き物が生息することで川がきれいになっていくということもありますので、水が涸れた状況はもう作り出さたくないと思いました。

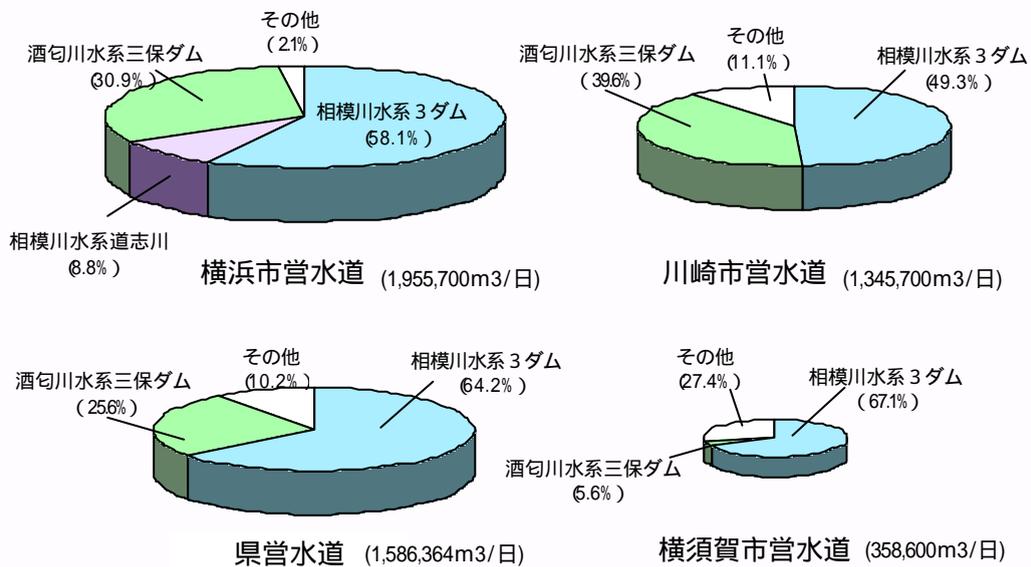
また、酒匂川水系からも水道水が川崎、横浜にいつているというのに、随分私は驚きました。(常識的にはそうなんだと思うんですが)相模川なら近いから、川崎に行っているというのは理解できたんですけども、あんな遠方から横浜、川崎に水が運ばれていることは、やはりきちんと都市の方に伝えていかなきゃいけないと思いますけれども。(第5回委員発言)

図表3 流域全体図（相模川・酒匂川）



図表4 4大水道事業者別の上水道保有水量

（上水道保有水源量は、平成13年4月現在）



2 今後の施策のあり方

(1) 水の安定的確保と供給の取組

ア 森林の保全・整備

今後の神奈川における森林づくりは、水に対する機能はもとより、他の様々な公益的な機能にも着目して、それぞれの機能を全体として高めていくことを目指すべきである。そのため、林業だけに依存しない神奈川にふさわしい森林管理の仕方や財源等について考える必要がある。

(ア) 私有林の公的管理・支援の推進

私有林に対する支援の強化や公的管理に関する「水源の森林づくり事業」を、さらに充実すべきである。

私有林の公的管理・支援を推進していくためには、水源の保全の効果に対する応益的な考え方に立つ安定的な独自財源の確保を図るべきである。

私有林に対する支援に当たっては、所有者にも一定の責任を求めつつ効果的に行うべきであり、また、公的管理を行うに当たっても、その事業内容の透明性を確保していくことが必要である。

私有林以外の森林についても、「水源の森林づくり事業」のような公益的機能の高い森林づくりをめざして、経営や管理のあり方を見直す必要がある。

(イ) 自然林の保全

自然林は、水源かん養機能だけでなく、生態系の維持、種の多様性を守るためにも極めて重要であり、この保全、再生を図ることが必要である。

首都圏全体の大気汚染が、丹沢・大山の自然林荒廃につながっているという懸念があり、その原因をきちんと調査することが必要である。

(ウ) 里山の保全

相模川水系及び酒匂川水系の集水区域や、地下水を水道水源とする地域の周辺にある里山については、水源かん養にとって重要な位置を占めていることから、その保全を図る必要がある。

里山の置かれている状況は、地域差が大きいことから、各地域における里山保全の取組を財源面から支援することを検討すべきである。

(エ) 森林保全の担い手の確保

公益的機能の高い森林づくりを進めるためには、その担い手を安定的・継続的に確保することが必要である。そのため、定職としての就労条件の整備と、年間を通じた仕事量の確保が必要と考えられる。

長期にわたる森林保全を事業として定着させるためには、受け皿となるしっかりとした事業体の形成も必要である。

森林保全の担い手としては、直接森林の保育・整備に当たる就労者だけでなく、専門的かつ多彩な人材の育成も重要である。すなわち、どのような種類の樹木をどのように植えたら良いかを指導する専門家、バイオマス など間伐材の様々な利用方法の開発の専門家、木材以外の様々な林産資源の商品化・販売等の専門家など、多彩な人材が必要と考えられ、こうした人材を養成・確保することも必要と考えられる。

バイオマス：燃料や化学原料として使われる植物や動物、微生物の総称。間伐材は木質資源バイオマスとして発電や暖房用に一部用いられている。

(オ) 県外上流域の森林保全

県内の保有水源の3割を占める相模川水系の相模湖・津久井湖は、ダム集水域における森林の88%が山梨県域にあることなど、山梨県桂川流域等における森林の保全も視野に入れて検討する必要がある。

利水者と行政の役割分担を整理し、県外上流域の森林保全に対して、下流地域がどのような役割を果たすのか、また、どのような施策であれば県民理解が得られるか、十分に検討を行う必要がある。

イ ダム湖や河川環境の保全

相模湖でのしゅんせつ、貯砂ダム等の建設は既存ダムを延命させ、新たなダム開発の必要性を回避するという意義がある。

ダム集水域をはじめとする森林の土砂流出防止機能の低下や上流の治山対策、河川整備の遅れがダムや取水堰のしゅんせつ費用の高騰に反映することから、貯水容量等の確保に係る経費の一部について、水道料金以外の手法で負担を求めることについて検討を行う必要がある。

ウ 地下水の保全

水資源循環としての大きな役割を果たしている地下水の量的な確保は重要であり、緑地の保全や雨水の人工かん養等により、雨水の浸透機能の保全、回復に向けた取組を進めていく必要がある。

地下水の保全は、それを自己水源とする市町村が主体となって独自の施策が取り組まれている。しかしながら、保全の効果が広域に及ぶ場合にあっては、県と市町村が協調しながら、森林保全など県の関連施策や費用負担のあり方を十分検討すべきである。



台風直後の流木・流芥（相模湖）

企業庁利水局津久井事務所提供

(2) 水質保全の取組

ア 水源地域における生活排水対策

(ア) 施策推進のための方策

水道水源となっている水源地域の生活排水対策は早急に取り組まなければならない課題である。しかし、その整備や維持管理に膨大な費用がかかることから、水質改善の便益を受ける都市住民の費用負担も視野に入れて、新たな費用負担のあり方を検討すべきである。

生活排水対策の手法は、費用面も含めて地域の特性に最もふさわしい手法が選択されるべきである。特に、生活排水対策を下流側の都市住民を含めた県民全体の負担で行うならば、上流域の生活排水対策をどう進めるか、県民の意思が反映されるべきである。

(イ) 集合処理の推進

県は、水源地域の下水道整備を推進するため、水源地域の公共下水道整備費について上乗せ補助を行っている。しかし、国費を除く整備費の大半が市町村の借金である起債によって賄われ、その償還に対する市町村の負担が大きいことから、整備がなかなか進まない。

整備の推進を図るためには、ダム上流に多くの方が生活しているという神奈川の水源地域の特性を踏まえた独自の費用負担の仕組みを考え、その導入について検討すべきである。

(ウ) 個別処理の推進

合併処理浄化槽の設置を推進するためには、市町村が自ら事業主体となって各家庭に合併処理浄化槽を設置し、下水道と同様に利用者から使用料を徴収して浄化槽の維持管理を行う手法の導入を検討すべきである。

(I) 窒素・りん対策の推進

ダム湖上流域における生活排水対策については、ダム湖の富栄養化を改善するため、通常の処理に加えて窒素・りんの処理を行う必要がある。このため、追加的に必要な経費については、水質改善の便益を受ける受益者の負担を検討する必要がある。

(オ) 家庭における取組

水質をきれいにするためには、家庭からなるべく汚れを出さないようにし、生活排水による環境負荷を元から減じていくことが大切である。そのため、家庭でのストレーナ、三角コーナー、石けん使用の推進普及、洗剤使用量の削減等の取組についても強化していく必要がある。

洗車やガーデニング等、下水処理場での処理を介さず、直接河川に流入する排水に対する対策や、川辺でのキャンプ等による河川水質に対する負荷についても考慮する必要がある。

イ 地下水の水質保全対策

地下水は一度汚染されると、再び水源として使えるようにすることは容易ではない。そのため、汚染を未然に防ぐための取組が重要である。

ウ その他の水質保全対策

水源の水質保全を図るためには、水源地域における生活排水対策のほか、次のような取組も必要であると考えられる。

- ・工場等からの有害化学物質への対策
- ・畜産施設や養魚施設からの排水対策
- ・農地における施肥量削減の推進
- ・水源地域におけるゴミの不法投棄、観光利用客からの散乱ゴミ対策等の強化
- ・多自然型護岸など自然にやさしい川づくりや植物による自然浄化機能を活用したダム湖等の直接浄化対策
- ・水質モニタリング調査
- ・汚濁メカニズム解明等の調査研究
- ・県外上流域における水質汚濁負荷対策

(3) 水の効率的利活用に関する取組

ア 雨水・雑排水の再利用の促進

雨水・雑排水の利用促進の取組をより一層推進するためには、市町村等が雨水貯留槽設置補助などの施策を積極的に講ずるための財源措置を行うことも必要である。

イ 節水の推進

節水は、市民や企業が自発的に為し得る水量対策であり、渇水時だけでなく、日常からの普及啓発を推進すべきである。

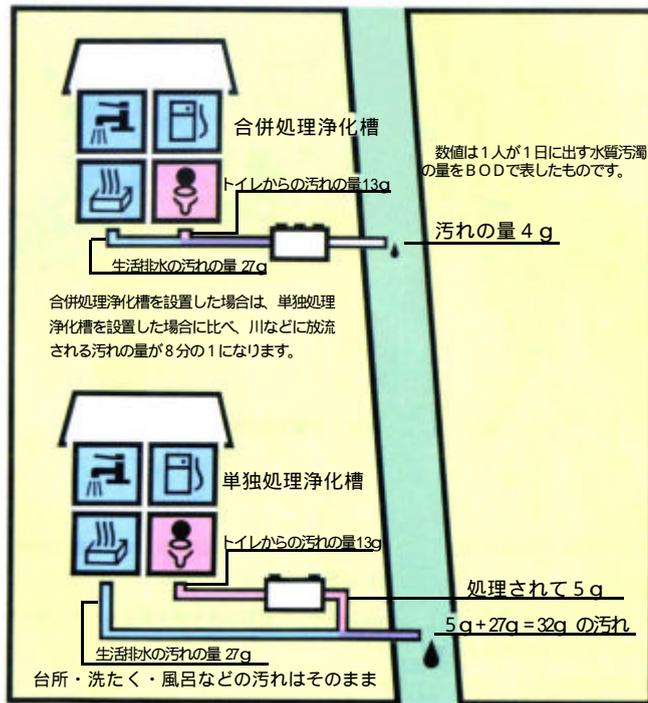
節水を促進する上では、水の使用量に応じた従量的な費用負担のあり方や、節水等に貢献する取組を実施した個人・法人に対する何らかの優遇措置も効果があると考えられる。

図表 5 生活排水処理施設の処理方式

区分	集合処理方式	個別処理方式
種類	公共下水道、流域下水道、農業集落排水事業等	合併処理浄化槽
概要	地下に配水管を敷設して、排水は処理場で一括処理する	各家庭の敷地に浄化槽を埋め込み、浄化槽ごとに処理する
特色	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋が密集した集落、集合住宅に適している（浄化槽を埋め込むスペースがない密集地帯でも整備が可能） ・整備に長期間かかる ・一括処理のため、排水の高度処理、汚泥のリサイクルが容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・家と家との間が離れている場合に適している ・短期間（3～5日）で整備できる ・浄化槽ごとに定期的な点検、清掃、検査が必要

（出所：総務省資料）

図表 6 合併処理浄化槽の排水処理のしくみ



3 施策を促進するための税制措置等

(1) 施策と財源との関係

神奈川の森林の現状を放置すれば、「緑のダム」としての機能が失われてしまうことから、県は、森林整備を行うための財源の確保について積極的に検討すべきである。

水源地域である中山間地域においては、産業誘致上の様々な制約があり、財政基盤が脆弱であることから、公共下水道整備など、生活排水対策について新たな費用負担のあり方を検討すべきである。

桂川流域における森林整備や生活排水対策、化学物質等による地下水等の水質汚染対策、上下流連携のための意識啓発などの施策を検討すべきである。

(2) 財源の基本的な考え方

水源環境保全施策を講ずるための財源は、一般財源の組み替えや行政改革の徹底などによって、その財源を捻出すべきとの考え方もある。

財源が不足するのであれば、国から地方への税源移譲、あるいは、国庫補助金や地方交付税の充実を国に求めていくべきである。

県の努力によっても財源が確保できない場合には、県民への十分な説明と理解を前提として、県民みんなで水源環境を守っていくことの大切さを訴え、何らかの新たな独自財源を県民に求めていくことを検討すべきである。

施策による受益が、特定の者に限定されるならば、手数料・使用料等によって負担されるべきである。受益者が極めて広範囲にわたる場合や受益を個人ごとに特定できない場合には、法定外税や超過課税による負担措置が望ましい。

水源環境保全施策のために、水質悪化の一要因となっている県内及び県外の水源地域の住民にのみ負担を求めることは、負担の公平の観点や、域外の住民に対する課税の困難さ等から、問題が多い。

(3) 考えられる税制措置等

今後求められる水源環境保全施策の内容や規模等によって、既存一般財源による組み替えや、水道料金による対応、さらには、新たな財源確保のための税制措置など様々な手法が考えられる。これらをその負担の性格から整理し、いずれの手法が相応しいか十分検討する必要がある。

水源環境施策を進めるための税制措置としては次の手法が考えられる。

- ・ 個人及び法人の県民税の均等割の超過課税
- ・ 個人の県民税の所得割 及び法人の県民税の法人税割 の超過課税
- ・ 法定外普通税 としての水源環境税（仮称）
- ・ 法定外目的税 としての水源環境税（仮称）

超過課税方式は、県内の個人や法人は、すべて水利用の恩恵に浴しており、環境に対する負担を全ての個人・法人が分かち合うと考えた場合、こうした手法も考えられる。

しかし、個人・法人の県民税は特定の行政サービスに使われるものではなく、一般の行政サービスの財源となっていることから、受益と負担の関係性が説明しづらい。

法定外普通税としての水源環境税は、その用途を限定しない普通税とすることにより、

様々な水源環境保全施策に幅広く、かつ柔軟に充てることができる。しかし、政策目的が見えにくくなるという問題もある。

水源環境を保全するための施策を進めるため、水の直接の利用者に、法定外目的税としての水源環境税の負担を求めるとすれば、施策による受益と税負担との関係からすると分かりやすい。その用途については、県民がイメージしやすく、かつ、効果的な施策に限定していくことが望ましく、税負担を通じて、水循環に対する環境意識の向上を図ることができる。

法定外目的税としての水源環境税は、対象とする施策の内容や規模、地域、徴収コスト等を幅広く検討し、県民からの直接徴収 や水道料金での特別徴収 など、県民や市町村等に理解される方策を考える必要がある。

超過課税：法律で標準税率が定められている税について、それを超えた税率を条例で定めて課税すること。

所得割：個人住民税のうち、所得金額に応じて課税されるもの。

法人税割：法人住民税のうち、法人税額に応じて課税されるもの。

法定外普通税・法定外目的税：地方税法に定められた税（法定税）以外で、地方自治体独自の条例により課税できる地方税。用途が限られていないものを法定外普通税、限られているものを法定外目的税という。

県民からの直接徴収：普通徴収（課税庁が税額を決定し、納税者に通知し、納税者が税額を納付する仕組み）や申告納付の方法がある。

特別徴収：課税庁が特別徴収義務者を指定し、その者が納税者から税金を徴収し、課税庁に納付する仕組み。

環境問題を考える際の哲学の欠如

横浜の鶴見川に約800メートルぐらいの護岸に接続する砂地があったんです。そこにだけしかいない昆虫がいる、世界中に。ヨコハマナガゴミムシというんです。そんなものを守ろうと、これは横浜にしかいない種だと。ヨコハマナガゴミムシは世界中にいないんだから、トキと同じです、パンダと同じです。それをどうして守れないのかということをお前は前から言っているわけです。そういうものまで考えていくと、それを手厚くするには一体どうしたらいいかということになったら、お金が幾らあったって足りないし、多少の税金をつかったって、どうにもならんわけです。だから、そこが今、環境問題を考える場合に、人間が今日までこれだけの利便性と経済力を獲得して文明文化がこれだけ高くなったという中で、何をしたらいいのかという哲学が大きく欠如しているから、こういう状態になっているんだと言わざるを得ないんです。それを金銭に換算して、あるいは施策に換算してやっていくということになったならば、今まで我々がいろいろなところへかけてきた文明の成果をそっちへ多少振り向けてもらうようなことができなかつたら、日本も世界も守れないと、そういう感じがするんです。（第4回委員発言より）

美しい生きている自然があれば、永遠においしい水が飲める

自然のデザインというものは、世界を見ても、小さなものを見ても、だいたい自然のデザインが一致しています。皆さんの手、蝶々の羽根、葉っぱ。小さな葉っぱのデザインも、それから大きな川は河口に流れていきますよね。支流も、小さな支流もあるのです。一番自然が交換しているのは、動脈ではなく小さな血管です。ですから、もしこの指にゴムバンドを堅く縛ったら、わりと近いうちにこの指は死にますね。もし指にケガがあったらすぐ腐ってしまうのです。そしてその病気がだんだんと手まで行って身体の生命を奪うことになるのです。山も同じです。小さな小さな支流は、生きていないと困る。ちゃんと森は生きていないと困る。...だから我々は本当に、自分の国、自分の自然を、自分の身体と同じように愛してあげないと駄目です。そして放置林は駄目です。遠くから見て「ああ、山は緑だろう」と、それで良いと思っていたら駄目です。山が人間を必要としています。本当は、私は熊も山にいるといいなあ。鹿も増えすぎると困るけどある程度いていいな。猪も、リスも。我々は美しい、生きている自然があれば、永遠においしい水も飲めます。

(C.W.ニコル氏：「神奈川の水源環境を考えるシンポジウム」より)

21世紀は開発のために失ったものを取り返すとき

この40年間に日本は大変裕福になりましたが、その代償はあまりにも大きかった。開発のために一生懸命だったために失ったものを、21世紀はライフスタイルを変えて取り返すときですよ。今までの延長線上の開発をするのではなく、開発によって失われたものがたくさんある。それを、元へ戻すのが21世紀の使命で、水に対してもライフスタイルは変えるべきだと思う。

(高橋裕氏：「神奈川の水源環境を考えるシンポジウム」より)

(2) 大気汚染対策の課題

健康への影響が懸念される浮遊粒子状物質対策は、その主要発生源であるディーゼル車対策や工場等の固定発生源対策への取組をどのように進めるかが課題である。

浮遊粒子状物質対策としては、1次汚染物質であるばいじんや2次生成粒子の原因物質と考えられている二酸化窒素、硫黄酸化物、炭化水素、塩化水素に対する研究を進め、対策について検討する必要がある。

光化学スモッグ注意報の発令回数は、その原因物質である窒素酸化物等の低減対策によって左右される。

浮遊粒子状物質等の大気汚染に関する測定数値を、工夫を凝らして県民に伝えて、実感を持ってもらうことが必要である。

ダイオキシン等の有害化学物質や、事業者に加え生活者にまでその野が広がっている屋外燃焼行為（野焼き）についての対策も今後の検討課題である。

2次生成粒子：自動車等から排出されるガス状物質が大気中において光化学反応等により粒子化したもの。浮遊粒子状物質の構成要素の一つ。

図表 8 主な大気汚染物質等

汚 染 物 質	性 質 と 発 生 源
窒素酸化物 (NO _x)	燃料等の燃焼に伴い発生する代表的な大気汚染物質であり、一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO ₂)が主体となっている。現在の大気汚染の主な原因物質であり、光化学スモッグや酸性雨の原因物質の一つでもある。 <発生源> 工場等で使用する燃料等の燃焼によって排出される。工場や自動車が主要な発生源となっている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒子のうち、粒径が10μm以下のものをSPMという。なかでも粒径2.5μm以下の微小粒子による健康影響が強く懸念されている。 <発生源> 工場や自動車から排出される1次汚染物質とともに、大気中に排出された硫黄酸化物などのガス状物質が化学反応して発生する2次生成粒子や土壌海塩粒子など自然界の寄与もある。ディーゼル車、ついで2次生成粒子の寄与が大きい。
光化学オキシダント (O _x)	光化学スモッグの原因となるオゾンなどの酸化性物質の総称である。 <発生源> 工場等から排出された窒素酸化物と炭化水素から太陽光(紫外線)による光化学反応で生成される。
硫黄酸化物 (SO _x)	主に工場等で使用する燃料中に含まれる硫黄分の酸化によって排出される大気汚染物質で、二酸化硫黄(SO ₂)が主体となっている。 <発生源> 火山活動等の自然現象によるもののほか、石油・石炭の燃焼、硫黄の製造、金属の精錬、ディーゼル自動車の走行などにより大気中に排出される。酸性雨の原因物質の一つである。
一酸化炭素 (CO)	燃料や物が不完全燃焼することにより発生する。 <発生源> 重油、ガソリンなどの燃料が不完全燃焼するときに発生する。
炭化水素 (HC)	光化学オキシダントの原因物質の一つである。 <発生源> 石油製品の製造・貯蔵施設、塗料・印刷インキ・接着剤など有機溶剤を含んだ製品が使用される場所、燃料の燃焼施設及び自動車などから排出される。

(3) 自動車交通公害対策の課題

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準を達成するためには、特に、ディーゼル車対策等の自動車排出ガス対策の強化が緊急課題である。

問題となる対象物質は、尼崎公害訴訟等の判決で健康被害が指摘され、新たに規制対象物質として加わった粒子状物質（PM）である。

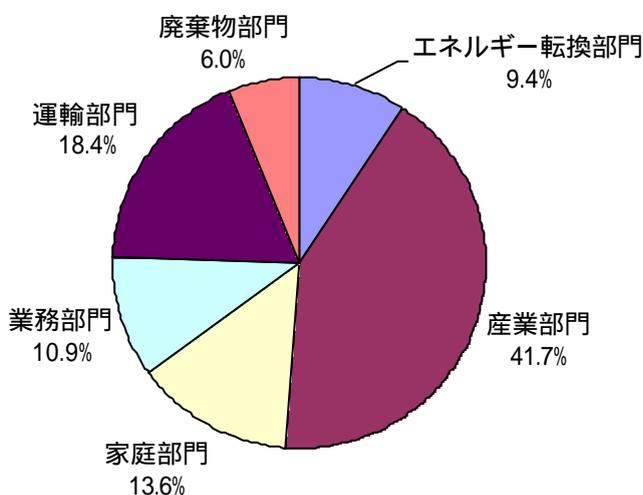
平成9年に有害大気汚染物質として指定された発ガン性のあるベンゼンなどもガソリンに含まれており、これへの対策も今後の課題である。

(4) 地球温暖化対策の課題

CO₂排出量の削減に当たっては、家庭や工場、車など、排出する部門別に課題をとらえていく必要がある。

CO₂排出量増加の著しい部門である業務部門や家庭部門では、事業活動やライフスタイルを省エネ・省資源型に転換するべきである。また、運輸部門では、CO₂排出量の少ない自動車への移行や公共交通のあり方の見直しなどが課題となる。

図表9 CO₂の部門別排出量（神奈



2 今後の施策のあり方

(1) 大気汚染対策

工場等から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物は規制・指導により着実に減少しており、今後は、粒子状物質削減の観点からの総合的な取組や、一般の生活者などによる屋外燃焼行為に関する知識の普及・啓発が必要である。

1次汚染物質であるばいじんとともに、2次生成粒子の原因と考えられている窒素酸化物、硫黄酸化物及び炭化水素の排出削減については、工場等の対策可能性を踏まえた協定等による排出削減指導を加えながら、対策の充実について検討する必要がある。

神奈川の公害病の移りかわり

現在、川崎市と横浜市で3千人弱の公害病の関係患者がおります。昭和40年代を中心といたしまして、大気汚染が非常に深刻な社会問題になってまいりまして、公害健康被害補償法という法律ができて、それに基づいて救済事業が始まったというようなことでございます。その認定の条件といたしまして、まず地域を指定する。指定地域は、川崎市の川崎区と幸区、それから横浜市の鶴見区、この3か所が指定されたわけでございます。ところがその後、大気汚染の中身も大分、様変わりしてまいりまして、硫黄酸化物から窒素酸化物、あるいは固定発生源から移動発生源へと主流が変わってまいりました。大分汚染も改善されてきたわけでございますが、その制度を運用いたしていると、自然に発生したぜんそく患者などが全部公害認定患者の中に含まれてしまうということで、環境が幾ら改善されても、認定患者がいっこうに減らず、むしろ増えてくるということになりまして、昭和63年に指定地域が解除されまして、その時点で、それまでの認定患者はそのまま認定を続けていくということになったわけでございます。そんなことで、両市ともその認定患者に対して病気の回復のためのいろいろな働きかけをしているわけございまして、苦勞があるわけでございます。(第6回委員発言より)

(2) 自動車交通公害対策

ア 発生源対策中心から幅広い施策展開へ

これまでの自動車排出ガス規制、自動車NO_x法に基づく車種規制、整備不良の中古車や不法改造車の取締の強化、アイドリングストップの奨励、低公害車の普及などの発生源対策は、今後とも引き続き行っていく必要がある。

ディーゼル車対策を強化し、自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、様々な方法で自動車交通の抑制・平準化等を強力に進める必要がある。

イ ディーゼル車対策

自動車から排出される窒素酸化物排出量の約8割を占め、また、粒子状物質のほとんどを排出するディーゼル車について、その運行規制を含めた施策の更なる充実強化が必要である。

県は施策を進めるに当たって、大気の大気浮遊性や広域性、自動車の移動特性といった点を考慮し、近隣都県と連携・協調した取組を検討すべきである。

ウ 低公害車の普及促進

低公害車の導入の義務づけや、助成等の促進等、排ガス処理対策を強化することが必要である。また、県営駐車場の利用料金における低公害車の優遇なども考えられる。

低公害車や低燃費車の普及に向けて、県内の市町村や関係業界、NPO団体等と連携を図り、県は燃料供給施設等のインフラ整備促進や、税制のグリーン化の更なる強化などを含む、総合的で効果的な支援を行うべきである。

エ 局地汚染対策の必要性

自動車交通が集中し、共通的な対策のみでは環境の改善が難しい横浜・川崎などの地域については、施策を集中的に実施していく局地汚染対策が必要である。

県は局地汚染対策の視点から、横浜・川崎の政令市と連携しつつ、道路ネットワークの体系的な整備やボトルネックの解消を図るべきである。

オ 新技術への支援等

自動車交通公害対策は、今後の技術開発に期待する部分が多いことから、排ガス処理技術の開発や自動車燃料の低公害化などに対する支援を行っていく必要がある。

火力発電所などの固定発生源や移動発生源対策について、企業が取り組んでいる努力を県民に知らせ、関心を持ってもらうことが必要である。

カ 特に強化すべき対策

(ア) 発生源対策

- ・ ディーゼル車の運行規制
- ・ 低公害車の導入義務づけ
- ・ 低公害車の導入や排ガス処理対策などに対する経済的誘導
- ・ 低公害車や排ガス処理施設等の開発支援
- ・ 自動車排ガス総量規制

(イ) 自動車走行量の抑制・交通流の円滑化対策

- ・ 自動車NO_x・PM法に基づく自動車使用管理計画による自動車使用合理化指導
- ・ 交通公害低減システム の導入
- ・ 交通需要マネジメント 施策の導入実施
- ・ 道路ネットワークの体系的整備・ボトルネック対策等

(ウ) 局地汚染対策

- ・ 大気汚染高濃度地域における対策の集中的な実施

自動車NO_x・PM法：窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）の排出量の少ない車種の使用義務づけなどを定めた法律の略称。自動車から排出されるNO_xの削減を目的として制定された「自動車NO_x法」が、平成13年にPMを規制対象に追加し、「自動車NO_x・PM法」となった。

交通公害低減システム：交通量や大気汚染状況などに応じた交通情報の提供や信号制御により、交通公害を低減し、環境保全を図るシステム。

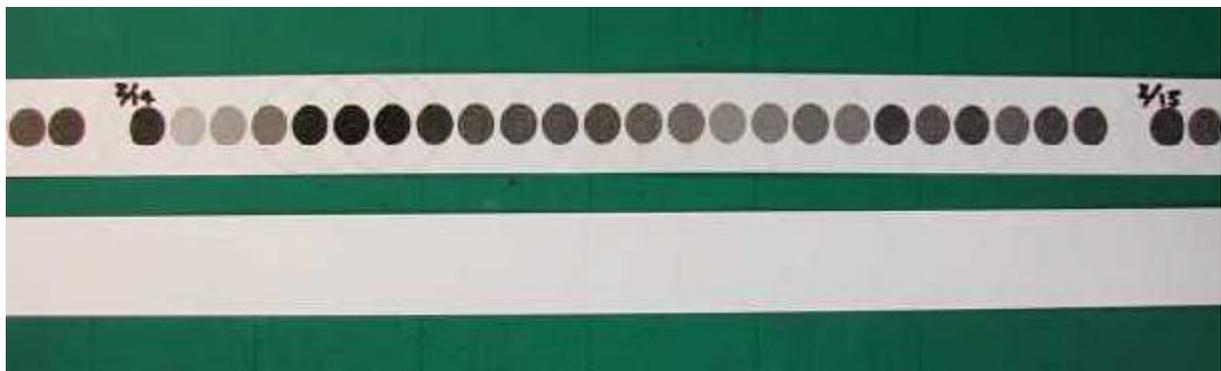
交通需要マネジメント：利用者のニーズを尊重しながら、車の利用の仕方や暮らしぶりを工夫することにより、自動車交通の円滑化を図ろうとする施策の総称。

大気汚染問題は見えにくい問題？

大気が税という面でわかりにくいというのは、逆に言うと、例えば、自動車が大気汚染の重大な発生源の一つでも、これがもうほとんどすべての県民が原因となっている、みずからかかっているという、非常にすそ野が広いですね。だからそういう意味ではすごくわかりやすい構図があると思うんですね。それから、ごみを出すというのはだれもがやっていることですから、それを自分が出したものが燃やされて、大気汚染物質として環境中に出る。これもまた非常にだれにとってもわかりやすい構図なんです。実際、それを具体的に税の場でどんな形で現実化するかとなると、その辺で多分考えが壁にぶちあたってしまうということがあると思います。(第11回委員発言より)

大気汚染をいかに実感するか

現地調査で浅間下の自動車排出ガス測定局に行き、浮遊粒子物質の測定機械を見せていただきました。1枚のシートに1時間、浅間下の空気を当て、このシートを用いて大気汚染を測定するのですが、1時間たったシートを見ると、真っ白い紙が真っ黒々になっているわけです。よく化粧品を買いに行ったときパッチテストというのをやりますが、1時間ここでお肌にこの風が当たっているだけでこんなに真っ黒くなっちゃうんだわ!と思ったとき、とてもショックでした。測定数値で0.8とか0.3と言われてもなかなか実感はわからないんですけども、真っ黒になった測定紙を目の当たりにして、ただごとではないと感じました。大気汚染の実態を市民感覚や生活実感としてどういうふうに伝えていけるかということも、大きな課題だと思いました。(第8回幹事発言より)



大気汚染測定シート



自動車排出ガス測定局（横浜市西区浅間下交差点付近）

(3) 地球温暖化対策

ア 自主的活動の促進

地球温暖化防止に当たっては、県民や事業者が日常の生活や事業活動の中で、環境に配慮した行動を行っていくことが必要である。そのために、県は自主的な活動を促進するような取組を行うべきである。

イ 教育普及の必要性

県民や事業者が自主的な活動を行うには、地球温暖化の状況や自らの活動の環境への負荷などについて認識を持つことが前提となることから、環境問題について啓発活動が必要である。

県や市町村、地域の研究機関や教育機関などが連携して、環境問題に関する啓発や研修を行っていく必要がある。

学校教育の中で環境問題への取組が取り込まれることにより、児童・生徒の人格が育まれ、それが将来の県民の前向きな環境保全行動への期待にもつながる。

お金をよりよく環境のために使っていくためには

現地調査で、富士見が丘中学校の風力発電、太陽光発電装置を見学させていただきました。環境教育を通じて豊かな心を育てたいという学校の先生方の思いと、風力発電や太陽光発電装置に対する知識や技術を持ち、これを普及させたいとするNPOの思いと、行政サイドの助成資金の3つがうまく結びついて成功した事例だと思います。環境税を導入するとすれば、その用途を考える必要が出てきます。行政・市民・学校といったさまざまな立場にある方々が、それぞれの状況の中で、よりよい神奈川県環境をつくっていききたいという思いを持つとき、相互の連携によって、その思いを実現させることが可能となる場合もあると思います。いろいろな人々の様々なアイデアを活かしながら、お金をよりよく環境のために使っていく方策について、ネットワークをつくりながら考えてみることもとても重要だと思いました。(第8回幹事発言)



学校屋上に設置されたクリーンエネルギー（太陽光・風力）市民共同発電所

ウ 都市づくりや都市の緑への反映

地球温暖化は、経済活動や日々の暮らしに関わる家庭生活も要因となっていることから、環境負荷の低減に向けた都市づくりや産業構造の転換、家庭での省エネルギーの促進、再生可能な自然エネルギーの普及などの取組を一層強化する必要がある。

都市近郊の緑が減少していることから、ヒートアイランド現象の抑制や地球温暖化防止等のため、街路樹や都市公園の整備をはじめ、屋上緑化・壁面緑化など、総合的に緑化を推進することにより、緑地を確保すべきである。

エ 明確な目標提示と全県的な取組

県全体としての目標を設定し、これを達成するために、市町村や県民、事業者に対してそれぞれの自主的な取組を尊重しつつ、具体的な取組を促す明確な目標を提示し、これを踏まえて各主体がそれぞれの責任を果たす、このような全県的な取組を進めることが県の役割として期待されている。

オ 県が独自に取り組むべき対策

(ア) 情報提供・普及啓発の推進

児童や生徒を対象にした学校や地域での環境学習活動の強化

- ・ 総合学習の時間を活用した学校での環境学習の推進
- ・ こどもエコクラブ活動の普及
- ・ 環境学習における学校と地域やNPOとの連携

具体的な行動事例を提示する普及活動の推進

- ・ 地球温暖化防止活動推進員による相談
- ・ 環境家計簿の普及
- ・ 環境にやさしい買い物キャンペーン等普及啓発イベントの実施・支援
- ・ 地域や職域での活動のリーダーの養成・確保
- ・ 地球温暖化防止活動推進員の委嘱・能力開発

(イ) 経済的インセンティブ等による自主的取組の後押し

県の購買力等を活用した市場形成

- ・ グリーン購入の拡充
- ・ 公用車への低燃費車の導入
- ・ E S C O事業 の県施設への導入の検討
- ・ クリーンエネルギーの県施設への計画的導入

県民や中小企業等の環境配慮への支援

- ・ 環境管理の仕組みを整えている事業所に対する手続き等の軽減措置
- ・ グリーン入札の検討
- ・ 七都県市低公害車の普及

県自らの率先実行の取組の強化

- ・ I S O 14001による環境マネジメントシステムの充実

- (ウ) CO₂排出量の少ない都市構造への転換やCO₂吸収源対策の推進
 - ゼロエミッション型住宅団地の検討
 - 都市の緑化の推進
 - 水源の森林づくり

- (I) 県民、事業者、市町村、県の連携による全県的な取組
 - かながわ地球温暖化防止行動計画（仮称）の策定
 - アジェンダ21 かながわの推進体制の再構築

インセンティブ：一定の方向に行動するような誘因を与えて誘導すること。

ESCO（エネルギー・サービス・カンパニー）事業：ビジネスとして省エネルギーを推進する事業。省エネルギーによって削減されたエネルギー料金の一部を報酬として得る。

ゼロエミッション：リサイクルなどにより資源の使用効率を高め、廃棄物（エミッション）をゼロにすることを目指す考え方。

3 施策を促進するための税制措置等

(1) 国・地方を通じた税制措置のあり方

自動車に対しては、国、地方を通じて、多くの税が課税されていることから、現在、国においては、道路特定財源の見直しなど、自動車関係税制のあり方が論議されている。

地方自治体においては、自動車が及ぼす大気汚染や地球温暖化に対処するため様々な対策を行っている。

地方税においては、環境施策の財源の確保とともに、大気汚染等の対策に取り組むため、自動車関係税のグリーン化を図り、環境を改善する誘導策を検討すべきである。

燃料課税については、簡素化・統合化を図るとともに、揮発油税と軽油引取税の税率格差を是正し、地方への配分割合を高める必要がある。

また、取得・所有課税については、自動車重量税を自動車税・軽自動車税に統合化するなど、地方への税源移譲を議論すべきである。

税財源の用途については、大気汚染に対して効果が出る施策やクリーンエネルギー対策などに重点的に充てていくべきである。

自動車関係税制：自動車や燃料など、自動車に関連する品目に対して課される税の総称。自動車税、自動車取得税、軽油引取税などがある。

グリーン化：環境に配慮して制度を組み替えること。「自動車税のグリーン化」は、自動車税について、環境に配慮した自動車の税率は軽く、車齢の高い自動車の税率は重くする仕組み。

(2) 地球温暖化対策としての税制のあり方

炭素税については、地球温暖化対策の視点から検討されていることから、施策の実施主体である地方自治体としても独自の検討を行い、国に提言すべきである。

炭素税は、国税として創設することを前提としないで、すべてを地方税とする場合や国・地方の共同税とする場合、課税対象となる燃料の種別で国税、地方税に分けるなど、様々な方法が考えられる。

地方自治体においては、地球温暖化対策の効果を向上させるため、消費段階で課税される、全国一律の地方税として、炭素税なども検討の対象とすべきである。

神奈川独自の炭素税については、地球レベルで考える炭素税について自治体独自で設けることは、「負担の公平性」の観点から問題があるという考え方もある。

こうした意見を踏まえ、今後、全国一律の炭素税のあり方を論議する中で、神奈川という地域にふさわしい仕組みが構築できるか、検討の対象とすべきである。

炭素税以外の税制措置については、地球温暖化対策に効果がある自然エネルギー施設等への財政的な支援措置と合わせて、税による誘導的措置について検討すべきである。

森林には、CO₂の吸収等の機能があるため、炭素税などによる税収を森林保全施策の費用に充てていくべきとの考えもある。

飲料等の自動販売機などへの独自課税は、省エネや散乱ゴミなどの観点から、いわゆる

「都市生活環境税」として位置付けられる。しかしながら、そうした課税により、地球環境に配慮した生活スタイルが実現されていくという意義も見いだされることから、地球温暖化対策に関連する税制と考えることもできる。

炭素税：地球温暖化につながる二酸化炭素の排出抑制のため、排出源である石炭・石油・天然ガスなどに対して課される税。

(3) 神奈川県独自のインセンティブ税制

大気汚染対策等のための独自課税については、ディーゼル車等の影響が大きい神奈川の地域特性を考慮した施策や税負担のあり方について、県民理解が得られるか配慮しながら、議論を進めていく必要がある。

汚染物質の発生源となる自動車は近隣都県との間で往来しており、施策面だけでなく税制についても、関係自治体との連携やバランスを考慮すべきではないか、大気の問題は県民全体の利益にかかわる問題であるので、汚染者負担の原則を基礎としつつも、県民税で広く負担することが適当ではないか、県民に新たな負担を求める場合は経済的な影響にも配慮すべきではないか、といった様々な考え方があ

る。大気汚染の改善は、健康の保全のためには早急に対処しなければならない課題であることから、国における論議が進まない中で地方で財源を確保せざるを得ない場合には、地方自治体からも税制措置を積極的に検討すべきである。

自動車産業と環境税

単に発生源にその資源なり財源を求めるとというのが今までのやり方で、一番楽なやり方だと思うんです。せっかくこういうふうにお集まりいただいた委員でですから、みんなでその問題をどうやって共有できるかが重要だと思います。日本で神奈川県だけ何で飛び抜けて環境をやらなきゃいけないんだという疑問もないわけじゃないんですが、さっきおっしゃったように、環境には県境も国境もないわけですから、神奈川県が何でそれをやらなきゃいけないんだという疑問はあるにしても、新しい時代の新しいページを神奈川県から開けるんだしたら、その一翼を担いたいと思います。(第4回委員発言より)

私どもは、環境とコストという部分もこれまた避けて通れないということも一面あります。そして自覚をいたしております。それでちょっと大げさですが、私どもの自動車産業は国の基幹産業と言われておりますし、そういう自覚も一応持っております。ただ、国の基幹産業である鉄や船や電気、これがもう既に海外に移らなければいけないということで、鉄も縮小しましたし、船もほとんど国内ではつくれなくなりました。電気は、今皆さんの家庭でつくられている家電は90%はもう既に海外でつくられております。かろうじて自動車が、国内の自動車は国内でつくっているという一つの実態があります。これは何が何でも死守しなければいけないのではないかと考えています。私どもは資源のない国でございますので、やはり物をつくって付加価値をつけて、それでこの国を支えていくという役割と責任を自覚しています。したがって、環境と税の問題についてよほど慎重に考えないと、元も子もなくしてしまう可能性があるわけです。(第8回委員発言より)

今後の課題

1 県民参加の必要性

生活環境に関する必要な施策と税制は、県民の負担を伴うものであるため、県民自ら参加し、県民の間で意見を交わすことができるような様々な機会を設け、あるべき施策や税制について、積極的に論議していくことが必要である。

県が、今後、独自の税制づくりを進めるに当たっては、神奈川の自然環境や生活環境の現状や問題点、さらにそれを解決していくために必要な施策について県民に分かりやすく具体案を提示していくことが不可欠である。

県民も、施策や税制についての課題提起だけでなく、今後は「何をすべきか」、「何ができるのか」という視点に発展させた論議を行っていく必要があり、これらの論議の状況を十分踏まえて、県は具体的な対応を進めていくべきである。

2 今後の施策の方向

水源環境の保全に関する様々な取組を、県民の理解のもとに推進するためには具体的な取組内容について、長期的かつ体系的な計画として県民に提示する必要がある。

自動車交通公害等の大気汚染対策や地球温暖化対策をより一層推進するためには、自動車、工場等の発生源対策だけでなく、社会経済システムや生活スタイルの転換など幅広い施策を検討し、県民に提示する必要がある。



生活環境税制専門部会の審議風景

施策と税を県民それぞれの立場で責任をもって考える

やっぱりみんなでどんな神奈川にしたいのか、施策はなんにするのか、そのために必要な税はどこから取るのかという議論を、これからしっかりやるべきだと思うんです。それで、提案した以上は私たちは今度地域に帰って、それぞれの立場の者が自分の立場でそれを担っていく義務が発生すると。これを県に提案して、言うだけ言って、あとは県がやれと、そのやり方が悪いというんじゃなくて、やっぱり我々が責任を持って地域で担っていく。私はそのための検討会であるというふうに理解をしております。あんまり最初にどの税を取るかという議論よりも、もっと前段階の議論が大事なかなと思っております。(第1回委員発言より)

我々は政治家になる必要はない

ここの部会で議論する意義は、神奈川県の大気を短期的にも長期的にもきれいにしていくために、従来の施策の延長線上ではなく、啓発的な意味も含めて、できることは何かというようなスタンスで話を今後詰めていくかどうかということだと思うんです。これは長期的な課題だから、合意も難しいからしようがないかというふうに話を切ってしまうのではなく、合意ができるかどうかは議会の話ですから、我々はもう少し理想主義的に、もしやるとしたらどういうことができるんだということを議論したい。これはもちろん業界とか経済を支えている人たち、そのことによって、なりわいを立てている人たちには大変かもしれない。だけど、合意できるかどうかというのは先の話ですから、やはり環境をきれいに、よくしていくためには一つに絞れなくてもこういうことがあり得るということを示したい。本当にできるかどうか、合意が取れるかどうかは、政治家の皆さんが考えてくれればいいと思うんです。(第4回部会長発言より)

神奈川県地方税制等研究会委員名簿

役職	氏名	所属	職
座長	神野直彦	東京大学	経済学部教授
委員	堀場勇夫	青山学院大学	経済学部教授
〃	金澤史男	横浜国立大学	経済学部長
〃	中里実	東京大学	法学部教授
〃	沼尾波子	日本大学	経済学部助教授

神奈川県地方税制等研究会生活環境税制専門部会委員名簿

(五十音順)

役職	氏名	所属・職
部会長	金澤史男	横浜国立大学経済学部教授
副部会長	青木宗明	神奈川大学経営学部教授
委員	天野望	水源地域(湖沼地域)対策研究会座長
〃	飯田幸夫	社団法人かながわ森林づくり公社理事長
〃	伊東明人	東京電力株式会社神奈川支店環境担当部長
〃	大久保敏治	社団法人神奈川経済同友会専務理事
〃	小沢正道	日産自動車株式会社渉外部部長
〃	加藤三郎	特定非営利活動法人環境文明21代表理事
〃	川本克也	関東学院大学工学部教授
〃	吉川敏孝	日本鋼管株式会社常務・水エンジニアリング本部長
〃	桑川和枝	神奈川県政モニターOB会総務
〃	桑垣美和子	桂川・相模川流域協議会代表幹事
〃	黄金井一太	厚木愛甲地区相模川水系をきれいにする会会長
〃	小林勉	神奈川県消費者団体連絡会事務局長
〃	酒井昭	財団法人川崎・横浜公害保健センター所長
〃	佐藤一子	ストップ温暖化ネットワーク代表
〃	白石俊雄	全日本自動車産業労働組合総連合会神奈川地方協議会議長
〃	新堀豊彦	神奈川県自然保護協会会長
〃	砥上康二	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長
〃	中村道也	丹沢自然保護協会会長
幹事	沼尾波子	日本大学経済学部専任講師
委員	沼澤隆宏	富士写真フイルム株式会社足柄工場環境安全部動力課長
〃	平野裕	神奈川県自動車販売店協会会長
〃	松沢幸一	キリンビール株式会社横浜工場副工場長兼環境室長
〃	水野次郎	神奈川県政モニターOB会会長
〃	宮村忠	関東学院大学工学部教授
〃	村田恵美子	特定非営利活動法人神奈川県消費者の会連絡会代表幹事
幹事	諸富徹	横浜国立大学経済学部助教授
委員	山上晃	横浜商工会議所副会頭
〃	渡辺修	財団法人休暇村協会理事長

専門委員の所属・職は委嘱時(平成13年6月現在)のものである。

部 会 開 催 経 過

第 1 回 (全体会)	平成13年 6 月 6 日
第 2 回 (水資源対策分科会)	7 月 9 日
第 3 回 (水資源対策分科会)	8 月 7 日
現地調査 (水関係)	8 月28日、30日他
第 4 回 (環境保全対策分科会)	9 月 6 日
第 5 回 (水資源対策分科会)	10月17日
第 6 回 (環境保全対策分科会)	11月22日
第 7 回 (水資源対策分科会)	12月21日
現地調査 (大気関係)	平成14年 1 月17日
第 8 回 (環境保全対策分科会)	1 月24日
第 9 回 (全体会)	3 月25日
第 10 回 (水資源対策分科会)	4 月17日
第 11 回 (環境保全対策分科会)	4 月26日
第 12 回 (全体会)	5 月29日

< 問い合わせ先 >

神奈川県地方税制等研究会（生活環境税制専門部会）事務局
（神奈川県総務部税務課税制企画担当）

〒231 - 8588（住所の記載は不要）

TEL：045（210）2363

FAX：045（210）8815

E-mail：seikanzeisei.225@pref.kanagawa.jp